

令和
四年
五條市議会第四回十二月定例会会議録(第一号)

令和四年十二月一日(木曜日)

議事日程(第一号)

令和四年十二月一日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 市政の報告と提出議案の説明
- 第四 発議第八号 五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

一番	二番	三番	四番	五番
齋藤	谷	養	平	吉
有	勝	全	清	
紀	啓	康	司	正

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	見田
教育長	内見
理事	南
技監	善本
市長公室長	己本
総務部長	平
危機管理監	櫻本
すこやか市民部長	中本
あんしん福祉部長	田中
産業環境部長	谷口
	久保
	雅久
	彦美
	久
	賢
	茂
	富
	隆
	則
	伸
	起
	哉
	紀

十二番	大谷
十一番	藤富
十番	吉田
九番	山
八番	福
七番	岩
六番	窪
	本
	塚
	口
	耕
	佳
	龍
	美
	恵
	雄
	子
	範
	司
	実
	孝
	秀

事務局職員出席者

都市整備部長	石田茂人
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡民長
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	榮林淳子
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野哲
事務局長	西峯久美
事務局次長	小田光章
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局総務係長	神農典子
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（山口耕司）ただいまから、令和四年五條市議会第四回十二月定例会を開会いたします。

本日、令和四年五條市議会第四回十二月定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かと御多用のところ御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、五條市子ども支援基金条例の制定をはじめ、多数の重要議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励を頂きますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

この際、申し上げます。

会議録及び市議会だより五條並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。
この際、申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、速記者の席を演壇から正面向って左側に移動しておりますので、御了承願います。

また、議員各位の質疑並びに理事者側の答弁の際は、マスクをつけたまま御発言頂きますようお願い申し上げます。

なお演壇で発言、または質問席で質問される場合は、新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

○議長（山口耕司）ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

市長から議会招集の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）改めまして、皆さんおはようございます。

本日、令和四年五條市議会第四回十二月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

平素は、市政の発展と市民福祉の向上に精力的に御活躍を頂いておりますことに対し、衷心より敬意を表するものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の第八波とみられる感染者が増加している中、ロシアによるウクライナ侵攻、物価高騰など市民生活への影響が長期化しています。

十二月に値上げされる食料品もあり、市民生活への影響はさらに大きくなっていくことが予想されます。

そのような中、臨時国会では、光熱費や燃料費の負担軽減策や子育て支援策、送迎用バスの安全装置改修支援などを盛り込んだ補正予算案が今審議をされております。

国の補正予算成立後、市といたしましても速やかに補正予算を編成し、対応してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会には、条例の制定や改正をはじめ、指定管理者の指定、各会計補正予算案など重要案件を提出いたしておりますので、よろしく御

審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、議員各位には健康に御留意頂き、ますます御活躍賜りますようお願い申し上げます。平素のお礼と議会招集の御挨拶に代えさせていただきます。

○議長（山口耕司）ただいまから本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

谷 勝啓議員から発言の申出がありますので、発言を許します。二番谷 勝啓議員。

○二番（谷 勝啓）議長から発言の許可を頂きましたので、冒頭におわび申し上げます。

先般の九月十日、関西国際空港での公用文書を破ったことについては、不起訴になりましたが、鞆に家の防災用品が入っていたことについては深く反省し、市長をはじめとした理事者側の皆様、議員の皆様、そして誰よりも多くの市民の皆様からおわび申し上げます。

この間、私はこのような私のことを一人でも応援してくれる人がおられるのなら、改めて誠心誠意議員活動に取り組ませてもらうと考えるております。

このたびのことで御迷惑、御心配をおかけしました多くの皆様には本当に申し訳ございませんでした。

○議長（山口耕司）諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（西峯久美）命により、私から御報告を申し上げます。

まずは、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、十月十四日に兵庫県尼崎市におきまして、近畿市議会議長会令和四年度第二回理事会及び議長研修会が開催されました。

初めに、会長の大阪狭山市議会議長と会場担当市の豊岡市議会議長副議長の挨拶があり、続いて、新任議長等の紹介がありました。

次に、報告事項として会務報告があり、了承されました。

続いて議案審議に入り、支部提出議案四件について原案どおり可決されました。

次に、協議事項に入り、今後の会議等開催予定について令和五年度役員内定市表について、全国市議会議長会会長候補者の推薦については、

いずれも原案のとおり承認等されました。

最後に、第三回理事會会場担当市の阪南市議會議長から挨拶があり、會議は終了いたしました。

続いて開催されました近畿市議會議長會第十一回議長研修會では、演出家の宮本亜門氏による「違うから面白い 違わないから素晴らしい」と題した講演がありました。

次に、「全国市議會議長會」でございます。

去る、十一月九日に東京都千代田区におきまして、第二百二十九回理事會・第百十三回評議員會合同會議が開催されました。

初めに、会長の横浜市會議長の挨拶があり、来賓挨拶に続き、二之湯智前參議院議員に特別感謝狀の贈呈がありました。

會議では、一般事務報告及び各委員會報告があり、議案審議においては、各部會提出議案十八件及び會長提出議案五件は、全て原案どおり可決されました。

次に、令和三年度全国市議會議長會各會計決算書等について協議され、全て原案どおり承認されました。

最後に、今後の主要會議開催予定等について説明があり、會議は閉會いたしました。

次に、「奈良県市議會議長會」でございます。

去る、十一月十六日に奈良市におきまして、令和四年度第三回奈良県市議會議長會が開催されました。

初めに、会長の香芝市議會議長の挨拶があり、続いて第二回議長會以降に就任されました生駒市議會議會正副議長及び葛城市議會議會正副議長の紹介がありました。

會議では、諸報告として、事務報告及び會議出席報告が行われ、それぞれ承認されました。

続いて、令和四年度奈良県市議會議長會會計決算の見込みについて、及び令和五年度奈良県市議會議長會會計予算の見通しについて協議が行われ、原案どおり了承され、會議は閉會いたしました。

次に、地方自治法第二百三十五條の二第三項の規定により、監査委員から一般会計、特別會計、各基金及び歳入歳出外現金、水道事業會計並びに下水道事業會計の、八月分から十月分までの例月現金出納検査の結果報告が提出されております。

なお、會議資料及び監査資料等につきましては、事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧頂きたいと存じます。以上を御報告申し上げます、諸般の報告といたします。

○議長（山口耕司）以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告があります。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは、議長から発言の許可を頂きましたので去る十月二十五日午後二時三十分から、やまとクリーンパークにおいて開催されました、令和四年やまと広域環境衛生事務組合第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、植田副議長の開会の宣言に続き、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

初めに、議会選挙第一号 議長の選挙についてを議題とし、議長の選挙が行われ、副議長の指名推選により、南満議員が議長に指名され、当選されました。

続いて、議案審議に入り、報第二号 令和三年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告につきまして、諸収入において売電収入等が当初見込みより上回ったことによるもので、財産管理費において基金積立金を増額したものであり、補正予算は一千三百八十五万円の増額で、補正後の予算額は九億七千五百四万一千円としたものであるとの説明があり、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、報第三号 令和三年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第三号）の専決処分の報告につきまして、健康増進施設事業費負担金について、令和四年度に繰越しする金額を二千五百二十六万九千円と定めたものであるとの説明があり、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、報第四号 令和三年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、報第三号で承認された繰越明許費に係る令和三年度繰越計算書の報告であり、健康増進施設事業負担金二千五百二十六万九千円を一般会計からの充当により令和四年度に繰り越したものであるとの説明があり、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、報第五号 令和四年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告につきまして、令和三年度一般会計予算を五月三十一日に出納閉鎖したところ、報第四号で承認された繰越明許費により実質収支額に二千五百二十六万九千円の不足が生じ、

これを補填するため、令和四年五月三十一日付で専決処分したものであるとの説明があり、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、報第六号 令和四年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第二号）の専決処分の報告につきましては、債務負担行為の補正で、令和五年度から令和六年度までの健康増進施設事業負担金の限度額を予算に定める額と定めたものであるとの説明があり、採決の結果、全員一致で報告のとおり承認されました。

次に、認第一号、令和三年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出総額は九億九百二十四万四千六百二十六円で、歳入歳出は同額であり、繰越明許費による実質収支額二千五百二十六万九千円の不足額は繰上充用金で補填するものであるとの説明があり、議員から、大きな修理や更新について対したのに対し、「炉の中の耐火物の更新を行っているが、包括委託料の中で全て賄っている。」との答弁があり、議員から、健康増進施設の建設費とランニングコストを対したのに対し、「アバウトな数字ではあるが、設計施工の一括発注に関しては十億円を超えている状況で、運営については年間数千万円程度必要になってくるものと考えている。」との答弁があり、議員から、周辺地区環境整備基金について対したのに対し、「令和二年度末で一億四百万六千円、積立額は七万八千円で、取崩しはない。」との答弁があり、議員から、当初計画分について対したのに対し、「令和三年度の執行は百四十三万八千三百二十円で、残高は八千六百六十八万九千六百六十六円である。」との答弁があり、議員から、事業計画について対したのに対し、「補助金としては事業が完了していないということで、自治会のほうに確認しているが、時間が必要かと考えている。」との答弁がありました。また、議員から、売電収入について対したのに対し、「余剰電力を売電収入としている。単価は、当初から変わっていない。売電先は、関西電力株式会社で固定している。」との答弁があり、議員から、資源物の売却について対したのに対し、「アルミ、鉄、破碎できない鉄類は、毎年度年三回入札を行って取引業者を選定しており、ほぼ売却している。」との答弁があり、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（山口耕司）以上で、やまと広域環境衛生事務組合の議会の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に、南和広域医療企業団の議会の報告があります。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可を頂きましたので、去る十月二十八日午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、令和四年南和広域医療企業団議会第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団杉山企業長から議会招集の挨拶の後、議長から開会宣告及び開議宣告並びに議席の指定、会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定されました。

次に、監査委員から諸報告がありました。

続いて、議案審議に入り、認第一号 令和三年度南和広域医療企業団病院事業会計決算については、当年度純利益は、十九億二千万円で、医療収支比率・経常収支比率は、前年度と比較して大きく改善しているとの報告を受け、次に、議第七号 令和四年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第二号）については、血管造影ＣＴ装置管球交換に伴う修繕費増額分一千六百五十万円を計上するとの提案理由の説明があり、次に、議第八号 南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、奈良県において、人事委員会勧告を受け、職員の育児休業等に関する条例の改正が行われたことから、企業団においても県の対応に準じ、南和広域医療企業団職員の育児休業等に関する条例を改正するものであるとの提案理由の説明があり、慎重審議を期するため全ての議案が総務委員会に付託されました。

その後、総務委員会を開催し、付託された議案について慎重審議を行い、採決の結果、各議案とも原案どおり可決、認定することに決しました。

また、報第一号、南和広域医療企業団病院事業会計資金不足比率の報告については、資金不足が生じていないため資金不足比率の該当はないとの報告を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき受けたところであります。

続きまして、理事者からの報告事項として、令和四年度診療状況について説明を受け、リハビリ体制の強化等による決算への影響について及び職員負担（働き方改革）の状況についてなど、闊達な意見交換を行い、総務委員会は終了いたしました。

総務委員会終了後、本会議が再開され、総務委員会に付託された四議案について、総務委員会委員長報告どおりに決することについて、採決を行った結果、原案のとおり可決、認定され、報告は受理されました。

次に、総務委員会から議会閉会中の継続審査事項についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和四年南和広域医療企業団議会第二回定例会の報告といたします。

○議長（山口耕司）以上で、南和広域医療企業団の議会の報告を終わります。

○議長（山口耕司）次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可を頂きましたので、去る十一月二十八日に奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和四年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに、管理者の亀田檀原市長から議会招集の挨拶があり、組合議会議長の私から議会の開会を宣言し、日程に入り、会期を一日限りとすることが決定されました。

会議録署名議員の指名に続き、議長諸報告及び管理者による行政報告が行われ、この行政報告に対し、議員から、死者数の増加原因と救急車到着遅延事案への説明を求めたのに対し、「死者数の増加は、高齢者のみの住宅や核家族が進み、通報遅延、逃げ遅れ者等の増加が原因である。また、到着遅延については、職員の地理把握徹底と、車両動態管理システムの精度向上を行い、該当事案の解消に努める。」との答弁がありました。

続いて、一般質問に移り、檀原区分選出の新澤良文議員から、「消防組合における風紀の乱れについては、金銭の貸し借りによるトラブルや、署内で発生した窃盗事案など、信用を失墜しかねないような事象の情報があり、今一度綱紀粛正に努めるべきではないか。」との質問があり、「関係した職員の処分も含めて信用回復に努め、一層の綱紀粛正を図っていく。」との答弁がありました。

次に、報第四号「損害賠償の額の決定の専決処分の報告」があり、三件の損害賠償について、賠償額の決定と専決処分がなされたことについて報告があり、管理者からは、「損害賠償発生的事案について慎重な分析を行うとともに、再発防止に努める所存である。」との説明がありました。

次に、議案審議に入り、議第十三号「奈良県広域消防組合分担金条例の一部を改正する条例について」は、管理者から提案理由の説明があり、議員から、分担金割合の改正となる見直しの基準について質疑があり、「現行の負担割合と、基準財政需要額と救急件数等の負担割合の乖離が大きく、今回の改正を審議頂く事態となった。」との答弁があり、議員から、広域化のメリットを理解していただき、各市町村にお

ける利害が優先されることのないようお願いしたいとの意見がありました。

本件については、討論を省略し、採決に入り、原案のとおり可決されました。

次に、議第十四号「奈良県広域消防組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」、議第十五号「奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、議第十六号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、議第十七号「令和四年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第二号）について」は、それぞれ管理者から提案理由の説明があり、議第十五号に対し、議員から、今回の改正は、前回の議会における育児休業に関係した不備指摘に関する条例等の整備に基づくものかとの質疑があり、「そのとおりである。」との答弁があり、また、議第十七号に対し、議員から、早期退職者の退職理由について質疑があり、「退職願いは自己都合であるが、転職あるいは体調不良によるものである。」との答弁があり、その他の議案については質疑がなく、討論を省略し、採決の結果、四議案は全て原案のとおり可決されました。

次に、認第一号「令和三年度 奈良県広域消防組合一般会計歳入歳出決算認定について」は、管理者から決算の概要説明とともに資料の提供があり、質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、原案のとおり承認されました。

続いて、当日追加されました議第十八号「奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例及び奈良県広域消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、管理者から、人事院の勧告を受け、当組合においても給与引き上げを行うものであるとの提案理由の説明があり、議員から、給与の改正については、先ほどの不祥事案とあわせてどのように構成市町村の代表者に説明をしたらよいか分からない状況だが、今までは今までとし、過去の行いの反省を踏まえ、今後の厳正な職員教育並びに信頼回復のため、業務にひたむきに取り組んでいただきたい旨の要望があり、本件については、討論を省略し、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、当日追加された意見書第一号「優先信号制御システムの早期導入を求める意見書」は、奈良県知事及び奈良県警察本部長に対して緊急車両通過時の前方交差点の信号を制御するシステムの整備を求めるものであり、提案議員から提案理由の説明があり、質疑はなく、討論を省略し、採決の結果、意見書の採択が可決されました。

その後、議員から、本会議で消防職員の働く環境改善のための議論をしていることから、一般質問の持ち時間の改善の要望が出されました。以上、全ての日程が終了したので、管理者から閉会の挨拶があり、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。
以上、概要を御報告申し上げまして、令和四年奈良県広域消防組合議会第二回定例会の報告といたします。
ありがとうございました。

○議長（山口耕司） 以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（山口耕司） この際、御報告申し上げます。

先の第三回九月定例会以降の閉会中、会議規則第六十七条第一項ただし書きの規定により、議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましては、お手元に配布いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては、事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（山口耕司） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（山口耕司） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第八十八条の規定により、議長から指名いたします。

十一番	藤	富	美	子	議員
十二番	大	谷	龍	雄	議員
一番	斎	藤	有	紀	議員

以上、三名の方をお願いいたします。

○議長（山口耕司） 次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る十一月二十四日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から二十三日までの二十三日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山口耕司）御異議なしと認めます。よって会期は本日から二十三日までの二十三日間と決しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げましたとおりであります。

○議長（山口耕司）次に日程第三、市政の報告と提出議案の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）それでは本年九月から今日までの市政の概要について御報告申し上げます。

議会をはじめ市民各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、庁舎が開庁し、一年がたちました。

開庁間もない頃は、職員、また来庁者の皆様も不慣れなことが見受けられましたが、その後、庁舎内の案内表示を分かりやすく工夫するなどの取組を行い、来庁者の皆様にとっても、より分かりやすい市役所になったのではないかと感じています。

また、庁舎開庁後は、休日にも市民ラウンジ等を開放しているほか、五條モールを使ったイベントを行うなど、にぎわいづくりに取り組んでいるところです。

今後、多くの市民の皆様に関心いただき、誰もが訪れたいくなるような市役所となるよう、努めてまいります。

それでは、市政の報告に入らせていただきます。

初めに、原油価格・物価高騰対策事業についてであります。

原油価格・物価高騰の影響を受ける市民の皆様と地域の店舗を支援するため、市民一人当たり五千円の地域振興券を十月に交付しました。

これに加え、第二弾として今月中のできるだけ早い時期に、一世帯当たり五千円分を交付できるよう事務を進めているところです。

また、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する給付金につきましても、一月に支給できるよう準備を進めています。

一方、子育て世帯への支援として、市内でこども食堂を運営する団体への補助金の交付を十月から、さらに、市内外の認定こども園等に通

う園児と、市立小・中学校に通う児童・生徒の給食費無償化を十二月から開始したところです。

次に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策についてであります。

オミクロン株対応ワクチン接種については、十月八日から接種を開始、その後、十月二十一日に接種間隔が三か月以上に短縮されました。十一月十日時点での接種者数は三千二百七十四人、接種対象者の一四・六パーセントが接種を終えています。

また、五歳から十一歳までの児童の三回目接種については、九月六日から接種を開始し、十一月十日時点で四十二人が接種を終えています。さらに、生後六か月から四歳までの初回接種についても、十一月十八日から南奈良総合医療センターにおきまして接種を開始しました。

これに加え、インフルエンザとの同時流行を抑えるため、マスクの着用や手指消毒、密を避ける行動の継続を呼びかけるほか、十月一日から高齢者のインフルエンザワクチン接種を無償化しています。

引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種と併せて、市民の皆様への周知に取り組んでまいります。

このほか、市税等の公金の納付を非接触対応とするため、市民の皆様がセルフで納付できる、税公金セルフ収納機を十一月一日から稼働させています。これにより、スムーズな支払が可能となり、窓口の待ち時間短縮や混雑の緩和にもつながりますので、市民の皆様には、ぜひ御利用頂きたいと考えています。

次に、交流都市提携についてであります。

十月四日に、産業や教育などさまざまな分野での交流を深めるため、北海道新十津川町と交流都市提携を締結しました。

十一月に開催されたイベント「GO!JOIN!にぎわいフェス in 五條」では、熊田町長や商工会長等による新十津川町の特産品「ゆめぴりか」の無償配布や、キッチンカーの出店をしていただいたところでした。今後も、双方が共に発展するよう、官民間わず交流してまいります。

次に、広報媒体の拡充についてであります。

十月一日から五條市公式LINEアカウントの運用を開始し、新型コロナウイルスのほか、イベントや観光など、多岐にわたる情報を発信しています。

また、最寄りの避難所を検索できる「避難所誘導機能」や、ごみの出し忘れを防止するための「ごみの日通知機能」のほか、講座や健診などのオンライン予約機能も備えています。

登録者数も、イベント会場でのチラシ配布等により順調に増加しており、十一月十七日時点で一千四十九人となっています。

引き続き、周知に取り組むとともに、市民生活の利便性が増えます向上するよう運用するなど、登録者数を増やしてまいります。

次に、顕彰事業についてであります。

十一月十日に、令和四年度五條市選奨式を挙行し、本市の発展に貢献され、その功績が顕著な人人の方と一団体に表彰を行いました。

表彰を受けられました方の長年の活動に対し、敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も市民の模範として各分野で御活躍頂きますようお願いするものです。

次に、防災事業についてであります。

十月三十日に、大規模広域防災拠点事業開始式を予定地であるプレディアゴルフ場において、県選出国會議員をはじめ、武田元総務大臣や県會議員の皆様、地元関係者、関係機関など御臨席の下、県と共に挙行しました。

今後、五條市民を含む、多くの人々の生命・財産を守る紀伊半島全体の防災拠点として、県により本格的に整備されることとなりますが、本市におきましても、この大規模広域防災拠点の整備に協力してまいります。

次に、子ども医療費助成事業についてであります。

十一月の第五回臨時会で御議決頂いたように、子育て支援のさらなる充実を図るため、令和五年四月から子ども医療費助成対象年齢の上限を現行の十五歳から十八歳に拡大します。

これに伴い、令和五年三月の子ども医療費助成受給資格証の発行等に向け、福祉医療システムの改修に着手したところです。

次に、人権啓発推進事業についてであります。

十一月九日から五條市人権総合センターふれあい祭りを、十一月二十四日から野原東住民センター作品展示会をそれぞれ一週間開催しました。

市立認定こども園、小・中学校の子供たちや、施設利用者の皆様による作品などを展示し、多くの皆様に来館していただくところです。

次に、戦没者追悼事業についてであります。

十一月二十九日に、五條市戦没者追悼式を挙行しました。

戦後七十七年を迎え、参列の皆様と共に本市出身の戦没者の御霊に哀悼の意を捧げるとともに、恒久平和の実現を祈念しました。

次に、高齢者事業についてであります。

十月二十九日に、五條市米寿のお祝いを挙行し、出席された五十九人の米寿の方に記念品を贈呈し、高齢者の方々の御健康と御長寿をお祝いしました。

次に、産業の振興についてであります。

十月十四日に、柿の消費拡大を図ることを目的として、県選出の国会議員やJAならけん及び生産者の皆さんと共に、首相官邸へ岸田総理を表敬訪問しました。

首相官邸への表敬訪問は今年で十年連続となり、岸田総理からは「ジュシーでとろっと甘く、おいしい」との好評と、「柿食えば観光復活奈良のまち」と恒例の一句を頂きました。

さらに、十一月九日には野村農林水産大臣を表敬訪問し、本市の柿をPRしました。

また、本市と橋本市が連携し、両市の魅力を発信するため撮影した番組「ウチの歴史、知りませんか？」が、九月十八日、BS朝日で放送されました。

これに合わせたバスツアーを実施し、テレビで放送した観光スポットに参加者に見ていただくなど、広く本市のPRを行ったところです。次に、にぎわいの創出についてであります。

庁舎開庁一周年記念事業として、十一月の毎週日曜日に「GO！JOIN！にぎわいフェス in 五條」を開催しました。連携協定を締結している自治体や大学など、多数の関係機関に御参加頂き、天候にも左右されましたが、市内外から多くの来場者がありました。

また、十一月十三日には、五條市の未来を担う市内の小・中学生十三人に参加頂き、こども体験議会を開催しました。

こども議員から大人とは違った視点の市政に対する質問や提案を頂いたほか、子供たちにとっても市政に興味を持つとともに、議会という場で自分の意見を発表するという貴重な体験となるなど、大変有意義なものとなりました。

さらに、十一月十三日、第二十四回大塔いきいき文化祭&元気まつりを開催し、大塔町に伝わる伝統的な踊りや大正琴の演奏の披露、写真・書道等の作品展示が行われたところです。

また、市と協定を結ぶ市民生活協同組合ならコープにより、移動販売車での食料品等の販売が行われました。

このほか、十月二十二日には、五條市観光交流センターにおいて、ハンドクラフトと手作り野菜のミニマルシェを開催し、約八百人の来場者でにぎわいました。

次に、学校教育についてであります。

通学時の安全対策として、五條市通学路安全推進協議会が、新たに報告を受けた危険箇所十九か所の合同点検を実施しました。

また、静岡県での痛ましい事件を受け、子供たちをスクールバスの車内に取り残すことのないよう、文書通知や立哨等による注意喚起を行っているところです。

次に、生涯学習についてであります。

五條市立図書館において、十一月一日から電子図書館サービスを開始しました。

このサービスは、インターネットを通じて「いつでも」・「どこでも」読書が楽しめ、より多くの方々に読書に触れていただくことができるものとなっています。

最後に、青少年健全育成についてであります。

家事や家族の世話などを日常的に行っている子供たち、いわゆる「ヤングケアラー」に対する対応力を向上させるため、教職員を対象とした研修会を開催しました。

引き続き、勉強や部活動に励む時間、友人たちとの他愛のない時間など、子供としての大切な時間を守れるよう、努めてまいります。

市政の報告は、以上であります。

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案について御説明申し上げます。

まず、議第五十六号 五條市子ども支援基金条例の制定につきましては、五條市ビジョンの基本理念に基づき、子供の健やかな育ちを支援する財源を確保することを目的に基金を創設するため、本条例を制定するものであります。

次に、議第五十七号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報保護に関する法律の一部が改正され、令和五年四月一日から施行されることに伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十八号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、令和四年八月八日付の人事院勧告を踏まえた特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第五十九号 一般職の職員に関する条例等の一部改正について及び議第六十号 五條市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、同人事院勧告を踏まえた一般職の職員に関する法律の改正に準じ、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第六十一号 五條市立民俗資料館に係る指定管理者の指定についてから議第六十四号 五條市滞在体験型観光施設に係る指定管理者の指定につきましては、各公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第六十五号 五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の変更につきましては、五條吉野基幹水利施設管理協議会の所在地等について、五條吉野基幹水利施設管理協議会規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第六十六号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ四億八千七百二十五万三千円を追加し、総額百九十四億三千三百八十万二千円とする予算の補正、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正でございます。

主な内容といたしましては、燃料費の高騰に伴う本庁舎をはじめとした光熱費の補正などを追加するものであり、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして、補正予算を編成いたしております。

次に、議第六十七号 令和四年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ二百五十七万七千円を追加し、総額四十一億五百二十五万七千円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしましては、令和三年度保険給付費等交付金の精算による償還金等を追加するものであり、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして、補正予算を編成いたしております。

次に、議第六十八号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ五千六百九十九万八千円を追加し、総額四十二億七千七百九十九万八千円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしましては、令和三年度決算による余剰金の介護保険財政調整基金への積立等を追加するものなどであり、財源につきましては、前年度繰越金等を見込みまして補正予算を編成いたしております。

以上が、市政の報告と、このたび提出いたしました諸議案の概要であります。
議員各位にはよろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口耕司）市政の報告と提出議案の説明が終わりました。

○議長（山口耕司）新型コロナウイルス感染症対策のため、午前十一時十分まで休憩いたします。

午前十時五十四分休憩に入る

午前十一時十分再開

○議長（山口耕司）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりませんので、会議が成立いたします。

○議長（山口耕司）次に日程第四、発議第八号を議題といたします。

本案につきましては、議会改革特別委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。議会改革特別委員会吉田正委員長。

〔議会改革特別委員長 吉田 正登壇〕

○議会改革特別委員長（吉田 正）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいま議題となりました、発議第八号につきまして、議会改革特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、九月二十八日の本会議において当委員会に付託され、同日午後三時二十分から開会いたしました委員会において、質疑及び意見を行った結果、閉会中の継続審査とすることになりましたので、閉会中の十月十八日と十一月二十二日に委員会を開催し、協議を重ね、十一月二十二日の委員会において、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

以下、九月二十八日、十月十八日及び十一月二十二日における当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

発議第八号 五條市議会議員の報酬等に関する条例の一部改正は、附則で議員報酬の額の特例措置を追加しようとするもので、令和四年十月から令和七年十一月までの現議員の任期中において報酬月額の一割を減額し、期末手当については現行の報酬月額をもって算定するといったもので、条例の施行日は令和四年十月一日とするものであります。

九月二十八日午後三時二十分から開催した委員会では、会議冒頭に岩本 孝委員長から委員長の辞職願が提出されましたので、副委員長の

私、吉田 正が委員長の職務を代行し、委員長の辞職の件を議題とし、採決の結果、委員長長の辞職を許可することに決しました。

委員長が不在となりましたので、委員長の選出を行い、互選により私、吉田 正が委員長に選出され、これにより副委員長が欠員となったことから、副委員長の選出を行い、吉田雅範委員が副委員長に選出されました。

続いて行われた議案の審査では、委員から、議員報酬問題については早く議論して結論を出すことが重要であり、人口減少とともに議員の活動面積、奈良県下十二市の状況も判断基準の参考にすべきで、原案が一番いいのではないかとの意見がありました。継続審査を望む声があり、起立採決の結果、閉会中の継続審査となりました。

十月十八日午後一時三十分から開催した委員会では、付託された議案に対し、委員それぞれから意見を聴取することとし、闊達な意見交換が行われました。

委員からは、「市税が減少しており、政務活動費も引下げが必要だと思う。議員報酬の減額について基本的に賛成ではあるが、委員全員が合意できる額を探っていく必要があるのではないか。」「できれば総意を持って決めていただくのが良いのではないか。」「コロナ禍で市民の皆さんが大変な生活をしている中、市民と共に痛みを分かち合い、五條市の財政健全化を維持するためには、議員報酬の減額が必要である。」「議員報酬だけで生活を支える若い世代の議員の成り手不足が懸念される。」「財政が厳しい中でどうやって市の運営を進めていくべきかといった議員活動が大切であり、財政が豊かな市は議員報酬が高いが、議員の仕事としてはどのくらい違うのか。」「本市では支給されていないが、他の市で支給されている費用弁償や非常勤の特別職に対する報酬の議員への支給状況についての調査が必要ではないか。」「などの質疑及び意見があり、次の委員会までに個々の委員において調査することとなりました。

十一月二十二日午前十時から開催した委員会では、前回の委員会の協議を受け調製した費用弁償の支給状況等の資料や本年度の全国市議会議長会の要望内容を基に、さらに闊達な意見交換を行いました。

全国市議会議長会の調査によりますと、本市では支給されていませんが、本会議や委員会等といった議会の会議に出席するたびに日額などの定額または交通費などの実額を支給している市議会が、全国では四三・一パーセントあり、人口五万人未満の市に限ると、半数を上回る五七・一パーセントもの市議会で支給されていること、また、本市の議員が地方自治法に規定されている委員会や附属機関の委員になっても監査委員の月額五万円を除き委員報酬は支給されていませんが、この委員報酬が支給されている市があり、現状において議長をはじめとした各議員の委員会や附属機関への委員就任状況を考えると、仮にこの報酬が支払われていたとすると、かなりの金額になります。

さらには、本年度の全国市議会議長会の国に対しての要望書にある「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」では、「地方分権が進み、市議会の役割と責任が増している。また、社会経済の急速な構造化を背景に、市議会には多様化する民意の市政への反映と集約が期待されている。」とされており、「若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会の緊要な課題である。」、「小規模市議会では議員の成り手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速により、議員の成り手不足が多くの市の共通問題になり得る懸念も否定できない。」、「市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。」として、「会社員が立候補しやすい労働法制の見直し」や、「小規模市における議員報酬の引上げ等を促進する財政支援（議員報酬の引き上げ）」については、「議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員の成り手不足の一因にもなっている。このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げることができるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。」等の内容が記載されております。

議員報酬の額は、五條市特別職の報酬等審議会の答申を受け、議会改革特別委員会の提案により決定しているものでありますが、これらのことを踏まえ、各委員から、「議員報酬だけを見ると高いが、それは一概には言えず、本市では本会議や委員会に出席しても費用弁償は支給されていないこと、また、本市の議員定数は全国的に見ても少ないことから、議会費は多くないと思う。」、「大事なことは、委員全員が合意できる案を出すことである。」、「人事院勧告に伴う議員の期末手当の改正も視野に入れて議論しないといけない。」、「議論することは重要なことではあるが、結論を出すべき。」、「給料アップが叫ばれている中、今までは議員報酬削減と言ってきたが、これまでとはちよつと違う。」などの意見があり、本案は慎重審査を経て、起立による採決の結果、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山口耕司）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る九月二十八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、谷 勝啓議員の発言を許します。二番谷 勝啓議員。

〔二番 谷 勝啓登壇〕

○二番（谷 勝啓）議長から発言の許可を頂きましたので、ただいまの議案、議員報酬削減に反対の立場から討論いたします。

議員報酬につきましては、全国の地方自治体において様々な議論がなされています。過去には地方議会議員の沿革について、明治二十一年、市制及び町村制。第八条、地方議会議員は名誉職として位置づけられ、無給とされていました。戦後昭和二十一年、地方議会議員を名誉職としてきた規定が削除され、昭和二十二年に新たに施行された地方自治法における地方議会議員の性格は非常勤の特別職という位置づけで、給与とは区別した報酬とされました。昭和三十年代、戦後高度成長期に起こった議員報酬増額をめぐる論争ではその改定に当たり、法的位置づけについての整備がなされなまま今日の状況があります。

また、全国の町村議会選挙では改選定数に占める無投票当選者数の割合は二十数パーセントを超え、候補者の数が定員に満たず定員割れとなった自治体も珍しくなくなりました。その要因として地方では高齢化が進み、成り手が不足し、選挙区の定数問題も指摘されています。

このような状況の中で、議員の報酬を今以上に削減することは、その報酬において生計を立てることもままならず、成り手不足を加速させ、過去に逆流して名誉職という位置づけに戻りかねません。

私は、議員報酬を削減するなら議員定数を減らして節税したほうがいいと思います。

定数においては私自身も昨年の七月の臨時会において多くの市民八百七人の署名を頂き「五條市議会議員の定数を定める条例の全部改正について」問題提起させていただきましたが、残念ながら当時の市議会では全会一致をもって否決となりました。

私は常々財政状況や昨今の全国的なインフレを鑑みたとき、議会議員にかかる予算の抑制においては必要不可欠であると考え本議案の趣旨とは一致する部分がありますが、先ほども申し上げたように地方議会における成り手不足を危惧するところでもあります。

よって私は議会費の抑制をすべきであるとは考えますが、本議案における議員報酬の削減については慎重審議を経て進めるべき事案であると考え賛成いたしかねますので、反対とすべきと申し上げ、私の討論といたします。

議員各位には何とぞ反対の立場に御賛同頂きますよう、お願い申し上げます。

○議長（山口耕司）次に大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長から発言の許可を頂きましたので、上程されております五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論を行いたいと思います。

この間の経緯につきましては、先ほど委員長の方から報告がありましたけれども、私なりにもう一度この間の経緯を明らかにしておきたいというふうに思います。

まず一番初めにこの議案が本会議に上程されたのが、九月二十八日の本会議であります。そのときに委員会付託議案も採決されて、賛成多数で委員会に付託するという事になったわけでありますけれども、私もこの委員会付託につきましては全議員に関係する議案でありますから、よく審議、協議をする必要があるということで委員会付託議案には賛成させていただきました。

同じ九月二十八日、午後から議会改革特別委員会が開催されました、その内容は委員長報告にもありましたように、新しい委員長が決められました、その委員長のもとで議案審議をされたわけでございます。

次は十月十八日も議会改革特別委員会が開かれまして、委員長報告にありましたようないろんな角度から審議されました。

その次は十一月二十二日、再度議会改革特別委員会が開催されました、委員長報告にもありましたように審議をされました、もう十二月議会も間近に迫っております日にちもないということで、この議案についての議会改革特別委員会での採決が行われたわけでありますけれども、委員会での採決は私はじめもう一名の議員が賛成しましたが、反対多数で否決になりました。しかし、今日の本会議では、私といたしまして賛成の立場から討論をさせていただく次第でございます。

まず、この議案の中で、議員報酬の額の特別措置というのが明らかにされておりますけれども、この議案の内容を私なりに説明をさせていただきます。議員報酬の額の特別措置の条文はこうなっております。令和四年十月から令和七年十一月末までに支給する議員報酬の額は第一条の規定にかかわらず同条に規定する額からその額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減じた額とする、ただし第五条第二項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は第一条に規定する額とすると、こうなっております。

今明らかになりましたように、この議員報酬の減額期間は令和四年の十月から令和七年の十一月までという期間を限定しているわけではあります。そして議員報酬の減額は現在の議員報酬に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減額するという事ですから、御存じのように現在は、

一般市会議員は四十一万八千円ですから、これを基本に一〇パーセント減額しますと、いわゆる三十七万六千二百円になります。これが減額幅ですね。そして期末手当はこの特別措置の条例文にもありますように、元の四十一万八千円を基準として計算することです。また、期末手当の加算は、六月分は四十一万八千円に一・六二五か月分を掛けるということです。また、期末手当の十二月分は同じく四十一万八千円に一・六二五か月分を掛けるという額になります。

このように、特別措置の内容がうたわれているわけでありませけれども、この条例文にはありませんけれども、五條市の政務活動費は月三万限度で年間三十六万円あります。また委員長報告にもありましたように、行政委員の報酬は、監査委員以外は、五條市はないというのが現在の五條市の状況であります。

以上のように、改正内容と現在の政務活動費、行政委員報酬の現状を明らかにしたわけですが、私はこの議案の条例の内容に賛成するものです。

そしたら奈良県下の状況はどういう状況かということ、この際に明らかにさせていただきたいというふうに思います。奈良県下十二市中で五條市とほぼ同じ人口の自治体を比較しますと、まず一つは、葛城市は人口、令和四年五月現在で三万七千六百六十八人、三万を超えております。しかし一般市会議員の報酬は月三十七万円、そして期末手当は三十七万円掛ける一・六二五、十二月分も三十七万円掛ける一・六二五でございます。政務活動費は、ここはありません。しかし、行政委員の報酬はあります。議員定数は十五人ですね。

同じく人口類似団体である宇陀市はどうかと言いますと、人口二万八千三百三十八人です。この一般市会議員の報酬は三十三万円であります。期末手当の加算は、六月分、十二月分も一・六七五を掛けた額になります。政務活動費は月三万円限度で年間三十六万、五條市と一緒ですね。行政委員報酬はあります。議員定数は十四人ですね。

もう一つ同じ人口の自治体は御所市ですけれども、御所市は人口二万四千二百七十四人で、一般市会議員の報酬は月三十九万円ですね。期末手当はこの三十九万円を基礎として一・六か月掛けた額になります。六月、十二月の期末手当も同じです。政務活動費は月二万円限度で年間二十四万ですね。行政委員報酬はありません。議員定数が十三人という状況ですね。

以上、明らかにしましたように、やはり一般市会議員の議員報酬は今三つの自治体を明らかにしましたけれども、これと比べても五條市の四十一万八千円は大変多いほうになります。

そしたら全国の自治体との比較はどうかというふうに言いますと、全国に自治体数は八百十五あるということでもありますけれども、このう

ち人口五万人未満の自治体は大体二百七十あります。この中で五條市の四十一万八千円というのは九番目の額になります。九番目。約二百七十自治体ある中で九番目になります。一番高いところを明らかにしますと、もう自治体名は言わないようにしますけれども、人口が四万二千六百六十五人の市ですけども、ここで一般市会議員の報酬は四十五万ですね。人口が四万二千、五條市は二万八千、そういうことで比較してもやはり五條市の一般市会議員の報酬はこの五万人未満の自治体の中でも九番目に高いことになりました。ここの議員の期末手当は、五條市よりもちよつと多いですけども、六月、十二月とも大体二点数倍になりました、ちよつと多いですけども、議員定数は十六名であります。

以上のように、この間の私の調査を明らかにしたわけでありませうけれども、なるほど委員長報告にありますように……、

○議長（山口耕司）大谷議員に申し上げます。簡潔にまとめていただきますようお願いいたします。

○十二番（大谷龍雄）はい。私から見ても大変少ないと思われる自治体の議員報酬もありますけれども、しかし現在では、いわゆる条例制定権を持った全ての議会で今明らかにしたような議員報酬になっているのが現状です。

御存じのように、我々市会議員は非常勤の職員です。だから地方自治法で規制されている兼職以外は条件が整えば兼職できます。

地方自治法で禁止されている兼職を明らかにしておきますと、第九十二条では議員の兼職の禁止というものがありまして、普通地方公共団体の議員は衆議院議員または参議院議員と兼ねることができません。二項は普通地方公共団体の議員は地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができません。地方自治法九十二条の二には関係企業の就職の制限というものがありまして、普通地方公共団体の議会の議員は当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人または主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役もしくはこれらに準ずるべき者、支配人及び清算人になることができないという制限がありますけれども、これ以外は条件が整えば兼職できるわけがあります。

御存じのように、不況が長年続いていた中で、コロナ感染が発生して現在までも続き、仕事のあった人もなくなる、また仕事があっても収入が大変少なくなっているという状況の下で、それに加えてロシアのプーチン政権によるウクライナ侵略、また日本の円安の影響で物価高騰、また物不足というのが重なりまして、今日本も五條市も大変な状況でありますからね、この条例の期間は令和七年十一月までという期間を限定しているわけありますから、今申し上げますこの状況では、令和七年十一月までの議員報酬の削減は妥当な条例内容ではないかということでも賛成させていただきます。

どうか御賛同のほうをよろしくお願いいたします。
ありがとうございます。

○議長（山口耕司）以上で討論を終結いたします。

これより発議第八号、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。
なお、この採決は起立により行います。

本案に対する議会改革特別委員会委員長の報告は否決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口耕司）起立少数であります。

よって本案は否決されました。

○議長（山口耕司）以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

明日二日から七日まで休会とし、次回八日午前十時に再開して一般質問を行います。

なお、一般質問をされる議員各位は、明日二日の正午までに、所定の発言通告書に質問事項を具体的に御記入の上、議長まで提出願います。
本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時四十四分散会